

旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）内に所在する居宅から避難した被相続人である亡父及び亡母について、それぞれ避難先で要介護状態（亡父は平成23年5月に要介護3、同年10月に要介護4、平成24年10月以降は要介護5に進行し、亡母は平成23年8月に要支援1、平成24年4月以降に要介護2に進行した。）にあり、平成24年9月以降も避難を継続せざるを得なかったことを考慮し、平成23年3月から平成26年3月までの日常生活阻害慰謝料（増額分）として、亡父については月額6万円の増額、亡母については月額3万円の増額がそれぞれ認められ、相続人である申立人らに対して上記増額分（ただし、いずれも既払分を除く。）が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2及び同X3（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 表明及び保証

申立人らは、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

- 1 (1) 亡A（以下「被相続人母」という。）が平成28年2月〇日に死亡し、申立人ら及び亡Bが、被相続人母の被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと
- (2) 申立人らの知る限り、申立人ら及び亡Bが、被相続人母の全相続人であること
- 2 (1) 亡B（以下「被相続人父」という。）が平成30年4月〇日に死亡し、申立人らが、被相続人父の被申立人に対する損害賠償請求権（被相続人父が承継した被相続人母の被申立人に対する損害賠償請求権を含む。）を承継したこと
- (2) 申立人らの知る限り、申立人らが、被相続人父の全相続人であること

第2 申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目及び期間

- 1 精神的損害（被相続人母分）
（平成23年3月11日～平成26年3月末日）
- 2 精神的損害（被相続人父分）
（平成23年3月11日～平成26年3月末日）

第3 和解金額

被申立人は、第2項記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金1073万円の支払義務があることを認める。

(内訳)

- | | |
|-----------------|--------|
| 1 精神的損害(被相続人母分) | 金481万円 |
| 2 精神的損害(被相続人父分) | 金592万円 |

第4 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が被相続人母及び同父に対し、第3項記載の金員のうち、金423万円を支払済みであることを確認する。

第5 支払方法

(省略)

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

第7 清算

申立人らと被申立人は、第2項記載の損害項目(第2項記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力は及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)・押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和2年11月30日

(仲介委員 永山 在浩)